

○飯塚市平成15年集中豪雨災害援護資金貸付要綱

平成18年3月26日
飯塚市告示第86号

(趣旨)

第1条 この告示は、平成15年7月19日の集中豪雨による災害に罹災した世帯の住家及び家財の復旧に充てるため、災害援護資金の貸付けを行い、もって被災世帯の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(貸付けの対象)

第2条 市長は、この告示による災害援護資金(以下「資金」という。)の告示に定める被害を受けた世帯の市民である世帯主(以下「世帯主」という。)に対し、その住家及び家財の復旧に充てるため、資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる資金の貸付けの対象となる世帯は、飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条の規定による災害援護資金を所得制限等のために借り受けることができない世帯とする。

(貸付けの限度等)

第3条 資金の一世帯当りの貸付限度額は、150万円とする。

2 前項に掲げる資金の償還期間は10年間(年賦均等償還)とし、そのうち3年間は据置期間とする。

(利率)

第4条 資金は、据置期間は無利子とし、据置期間経過後は、年0.5パーセントとする。ただし、次の各号に掲げるものは、据置期間経過後も無利子とする。

(1) 平成14年中の世帯主の所得が、市民税所得割の課税されない収入である者

(2) 世帯主が失業の認定を受けていることを、借入申込時に雇用保険受給資格証等により確認できるとき。

(3) 世帯主の所得が、転職等により前年に比して減少し、平成15年中の所得見込みが市民税所得割の課税されない収入と同等と認められる者

(借入申込書の提出)

第5条 資金の貸付けを受けようとする者は、借入申込書を提出しなければならない。

(保証人)

第6条 資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、資金の貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(一時償還)

第7条 市長は、資金の貸付けを受けた者が、偽りその他不正な手段により貸付け

を受けたとき、又は償還金の支払いを怠ったときは、第3条第2項の規定にかかわらず、資金の全部又は一部の一時的償還を請求することができる。

(違約金)

第8条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金又は前条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかったときは、延滞元利金額につき、年10.75%の割合をもって、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収する。ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(償還の支払猶予)

第9条 市長は、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由により、資金の貸付けを受けた者が、支払期日までに償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、第3条第2項の規定にかかわらず、償還金の支払いを猶予することができる。

(償還免除)

第10条 市長は、資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため、資金を償還することができなくなったと認められるときは、当該資金の償還未済額の全部、又は一部につき、償還を免除することができる。ただし、保証人が償還未済額を償還することができるものと認められる場合は、この限りでない。

(適用除外)

第11条 飯塚市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定による災害援護資金の貸付けを受けた世帯若しくは受けようとする世帯については、この告示は適用されないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月26日から施行する。

(適用)

2 この告示は、平成18年4月1日以後に係る事業に適用し、同日前に係る事業については、なお合併前の飯塚市平成15年集中豪雨災害援護資金貸付要綱(平成15年)(次項においてこれらを「合併前の要綱」という。)の例による。

(経過措置)

3 平成18年3月31日までに、合併前の要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。